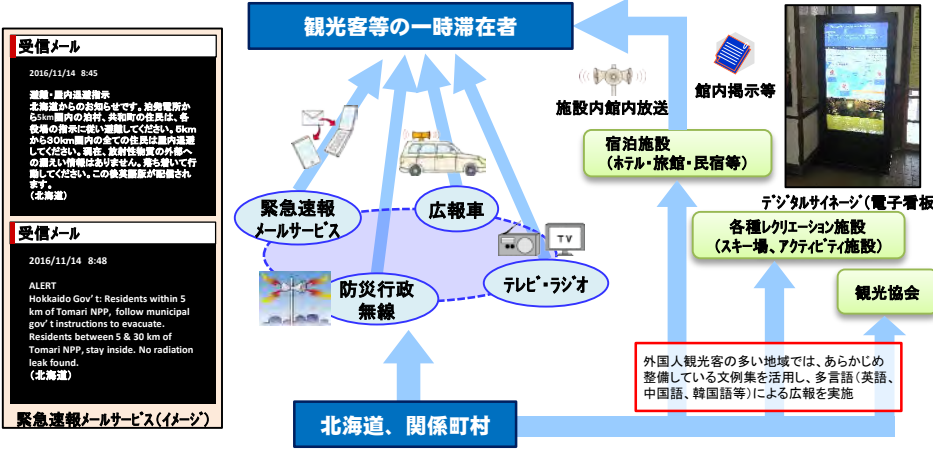


泊地域の緊急時対応（概要版） ⑤泊地域の実状に応じた対策

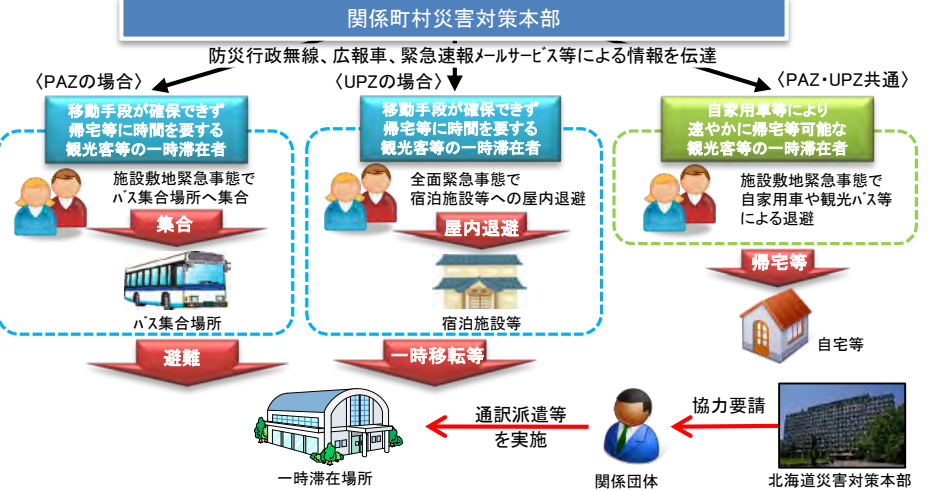
1. 観光客等の一時滞在者への情報伝達体制

- ▶ 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。更に、各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設に対して、通信連絡網を活用して連絡を行い、観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- ▶ 外国人観光客が多い地域では、あらかじめ整備している文例集を活用し、英語など多言語により情報を伝達。



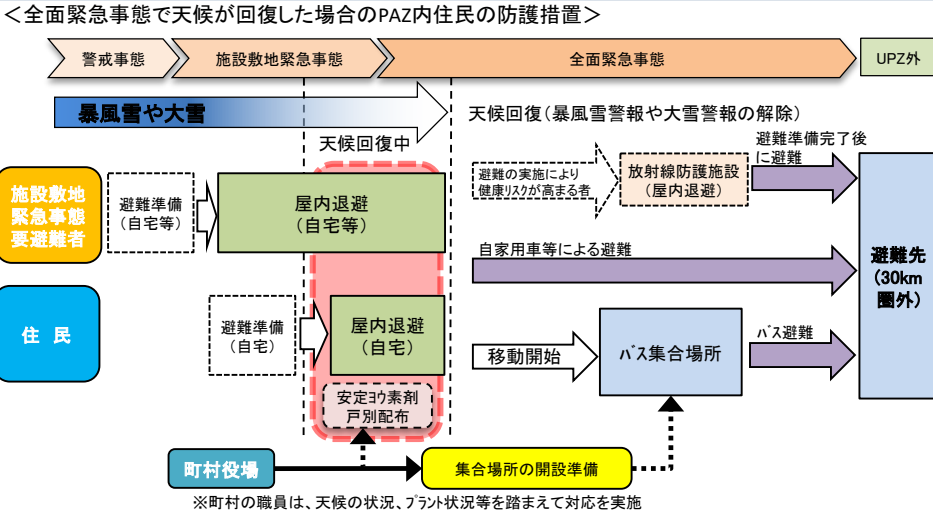
2. 観光客等の一時滞在者の防護措置

- ▶ 速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ圏外への退避を実施。
- ▶ 帰宅等に時間を要する観光客等の一時滞在者については、PAZ内では施設敷地緊急事態でバス集合場所からバス退避を実施。UPZ内では全面緊急事態で宿泊施設等での屋内退避を実施し、一時移転等が必要になった場合は、関係町村が準備した一時滞在場所へ移動。



3. 暴風雪や大雪時における対応

- ▶ 暴風雪や大雪時(原則として暴風雪警報または暴風雪特別警報もしくは大雪警報の発表時)における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。



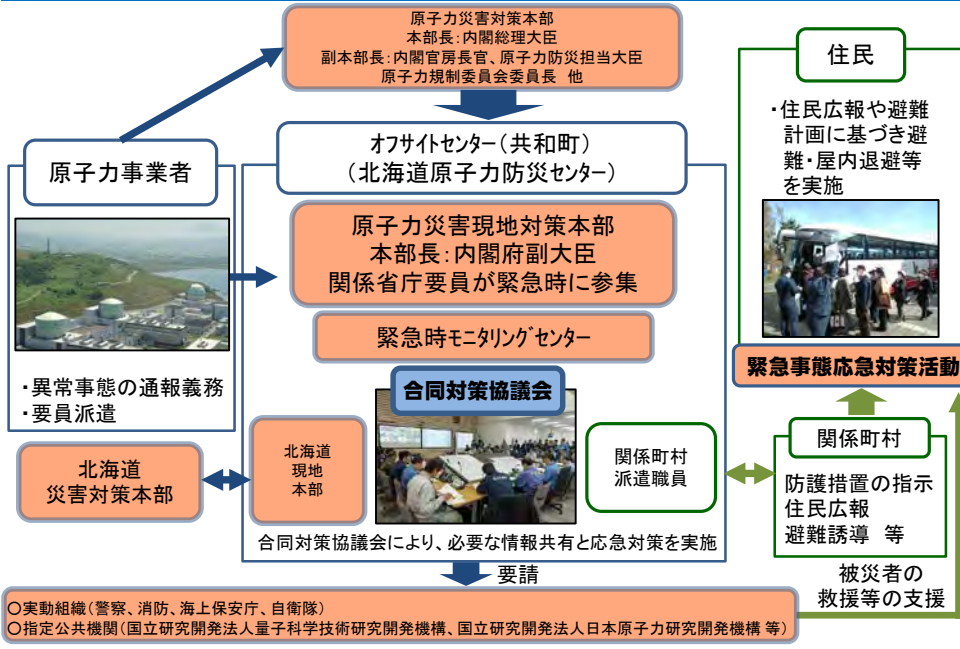
4. 降雪時の避難経路の確保

- ▶ 北海道は、北海道防災会議に「北海道雪害対策連絡部」を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



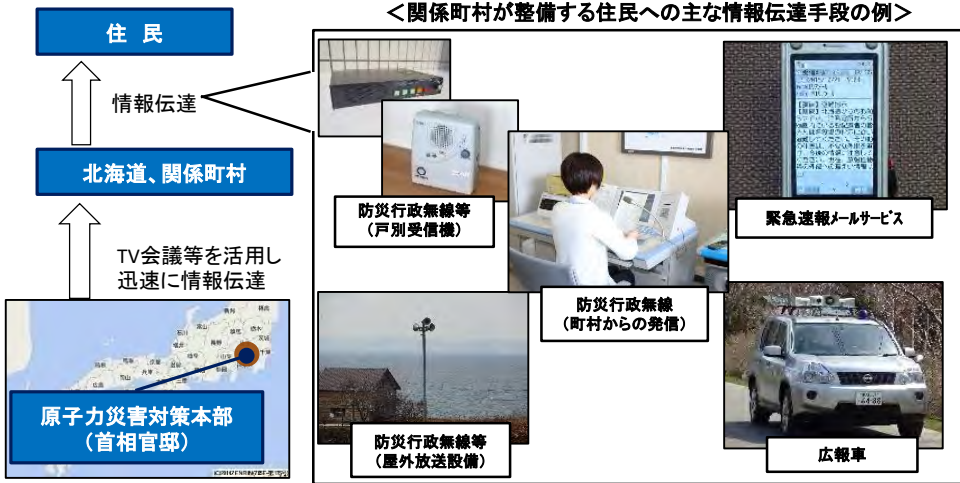
泊地域の緊急時対応（概要版） ⑥緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



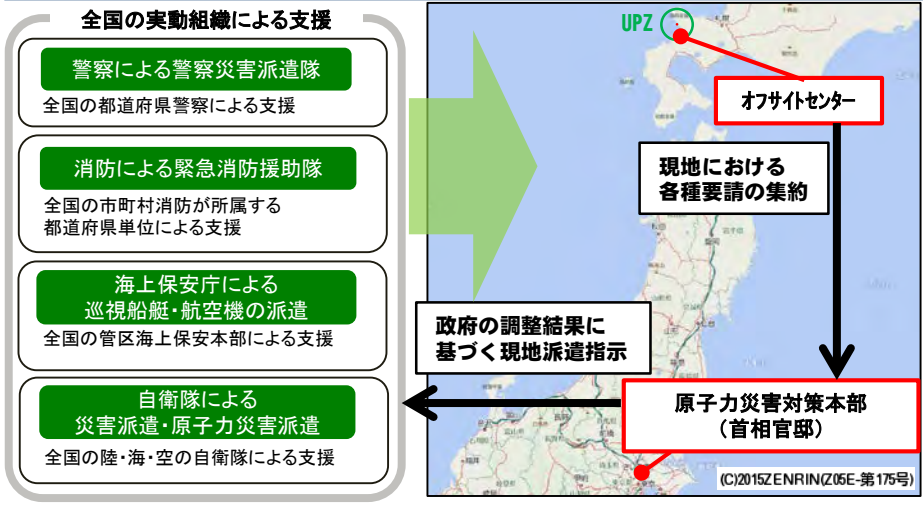
2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、北海道及び関係町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係町村は、防災行政無線、広報車、有線放送（緊急告知放送）、防災FM、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。



3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、北海道、関係町村からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- オフサイトセンターにおいて集約した関係町村からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ**全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援を実施。**



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 北海道と関係町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。
- 警察組織**
- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
 - ✓ 避難住民の誘導・交通規制
 - ✓ 避難指示の伝達
 - ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等
- 消防組織**
- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
 - ✓ 傷病者の搬送
 - ✓ 避難指示の伝達
- 海上保安庁**
- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
 - ✓ 緊急時モニタリング支援
 - ✓ 船舶等への避難指示の伝達
 - ✓ 海上における警戒活動
- 防衛省**
- ✓ 緊急時モニタリング支援
 - ✓ 被害状況の把握
 - ✓ 避難の援助
 - ✓ 人員及び物資の緊急輸送
 - ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
 - ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業